

和歌山大学COC+推進室規程

〔和歌山大学地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）推進室規程〕

制 定 平成27年11月27日

法人和歌山大学規程第1705号

最終改正 平成29年 3月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則第17条第2項の規定に基づき、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（以下「COC+」という。）を推進するため、和歌山大学COC+推進室（以下「COC+推進室」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 COC+推進室は、次の業務を行う。

- (1) 事業実施計画の立案に関すること。
- (2) 事業実施に係る人事計画の立案に関すること。
- (3) カリキュラム実施計画の立案に関すること。
- (4) 事業協働機関（大学、自治体、企業等）との連絡調整に関すること。
- (5) 予算の確保及び執行計画の立案に関すること。
- (6) その他COC+の推進に必要なと思われる事項

(室長)

第3条 COC+推進室に、室長を置き、学長が任命する。

2 前項の室長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副室長)

第4条 COC+推進室に、副室長を置くことができる。

(組織)

第5条 COC+推進室は、次の者により組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 各学部から選出された教員 各1名
- (4) COC+推進コーディネーター
- (5) 学務課長
- (6) その他室長が必要と認めた者

2 前項第3号の室員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第6条 COC+推進室の事務は、学務課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月27日から施行する。
- 2 第5条第2項に定める室員の最初の任期は、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1802号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1893号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。